

電力卸販売に係るご案内（複数年卸）

当社は、2026 年度から 2028 年度までを受給期間とする電力卸販売（中国電力株式会社の小売部門への電力卸販売を含む）について募集を行います。

当該募集への参加を希望される事業者は、下記の内容を確認のうえ、参加申込をお願いします。

記

1. 販売商品（標準メニュー）※¹

商品名	ベース型	ミドル型	通告型	
			通告型 α ※ ⁵	通告型 β ※ ^{6、7}
通告の有無	なし		あり (通告期限：受給日前々日の 14 時)	
受給パターン	全日 0-24 時	平日※ ² 8-20 時	通告により決定	
利用率	100%	33%	年間 40～50% 月間 30～60%	契約時点で各月の 受給電力および 利用率を固定
受給期間	2026 年 4 月 1 日～2029 年 3 月 31 日			
取引単位	100kW			
料金体系	単純従量料金制（電力量料金＋燃料費等調整※ ³ ） または 二部料金制（基本料金※ ⁴ ＋電力量料金＋燃料費等調整※ ³ ）			
受渡エリア	中国エリア			
CO2 排出係数	中国電力株式会社の排出係数			

※¹ 事業者は、複数の販売商品にお申し込みいただけます。ただし、各商品の申込は、1 つずつといたします。
また、1 事業者につき各商品の合計申込量の上限は、参加申込を実施した事業者に対して当社より送付する「電力卸販売に係る募集要項（複数年卸）」に記載する販売予定数量（kW および kWh）といたします。

※² 平日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日以外の日をいいます。

※³ 燃料費等調整は、当社が指定するフォーミュラの中から適用を希望するものを選択してください。

※⁴ 各月の基本料金は、受給期間において予定受給電力が最大の月の当該予定受給電力に基本料金単価を乗じて得た金額といたします。

※⁵ 通告型 α については、当社子会社の株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス（以下、「ESS」）のバランシンググループを通じて電気の受渡を行います。

※⁶ 通告型 β については、需給管理業務を当社または ESS へ委託いただく必要があります。当社と ESS のいずれに委託いただくかは当社にて決定いたします。

なお、需給管理業務に係る委託費は、通告型 β の受給料金とは別に事業者からお支払いいただきます。また、需給管理業務の協議が調わない場合は、契約できないことがあります。

※7 通告型βの申込に際しては、以下の条件を全て満たしていただく必要があります。

- ・ 受給期間中の各月の受給電力が各年度の最大受給電力に対して6割以上となること
- ・ 受給期間中の各年度の利用率（各年度の最大受給電力が基準）が50%以上かつ月間の利用率が50%以上（当該月間の最大受給電力が基準）となること
- ・ 受給期間における全ての30分コマ（受給期間における最初の30分コマは除く）と直前の30分コマとの受給電力の変動率±17%の範囲内〔算定式：（当該30分コマの受給電力量×2と直前の30分コマの受給電力量×2との差）÷各年度の最大受給電力。直前の30分コマが前年度に属する場合は、前年度の最大受給電力を基準に算定。）となること

2. 参加要件

お申し込みいただく事業者は、以下の参加要件を全て満たす必要があります。

なお、参加申込後から契約締結までに、以下の参加要件をいずれか1つでも満たしていないと当社が判断した場合、契約いたしません。また、これにより事業者には何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。

- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続または会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続をしていないこと。
- ・ これまでに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（旧 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に係る特別措置法）（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったことにより、同法第34条第4項にもとづき、国からその事業者名を公表されたことがないこと。
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、総称して「暴力団等」）ではないこと。
- ・ 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
- ・ 事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと。
- ・ 暴力団等を電力卸取引に係る業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。

3. 参加申込期間

2025年8月29日（金）から2025年9月8日（月）17時（日本標準時）までといたします。

参加申込期間を過ぎた申込については、原則として、受付いたしません。

4. 参加申込

参加申込期間内に、以下の書類を当社までメールによりご提出ください。メールの受信後、2営業日以内に、当社より受付連絡および「電力卸販売に係る募集要項（複数年卸）」等をメールにて送付します。2営業日以内に、当社からのメールが届かない場合は、ご連絡ください。

（1）電力卸取引参加申込書

当社が指定する「電力卸取引参加申込書（複数年卸）」に必要事項を記入し、秘密保持に関する誓約に同意のうえ、PDF形式で提出してください。

（2）財務諸表

日本の株式市場に上場していない事業者は、直近3年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、

キャッシュフロー計算書等)を提出してください。また、契約にあたり当社が第三者の連帯保証を必要と判断した場合は、当該第三者の財務諸表も提出いただきます。

なお、当社が与信評価をするにあたり、追加で資料の提出等をお願いすることがあります。

(3) 参加申込にあたっての留意事項

- ・ 上記(1)および(2)の書類をメールで提出する際の件名は、「(事業者名)電力卸取引参加申込書(複数年卸)の送付について」としてください。
- ・ 当社から事業者への連絡は、原則として、「電力卸取引参加申込書(複数年卸)」の連絡先欄に記入のメールアドレスへのメール連絡となります。

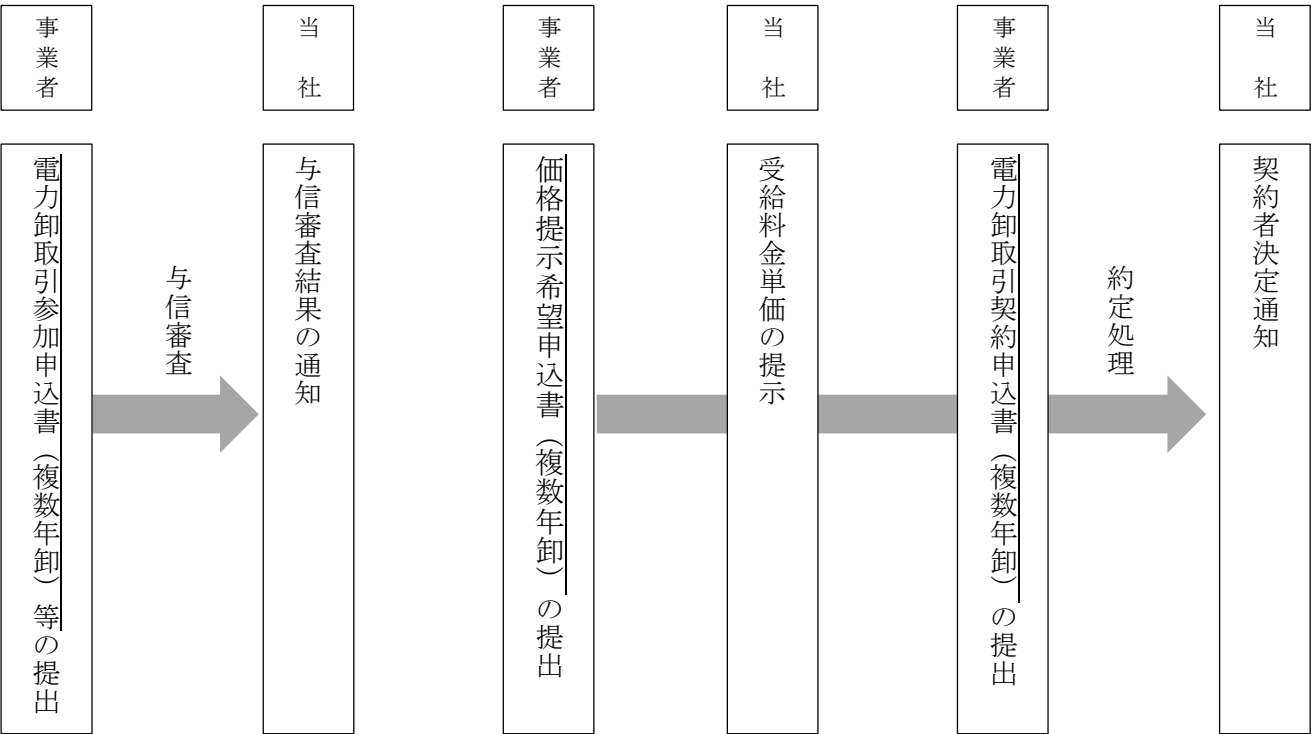
4. 提出先および問い合わせ先

事務局 中国電力株式会社 需給・トレーディング部門 電力契約グループ
E-mail support.wholesale@hd.energia.co.jp

5. その他留意事項

- ・ 複数年卸については、当社が提示する受給料金単価での販売(一律価格での販売方式)となります。
- ・ 募集条件の詳細については、参加申込を実施した事業者に対して当社より送付する「電力卸販売に係る募集要項(複数年卸)」にてご確認ください。
- ・ 本募集により事業者から取得した情報等について、監督官庁から開示を求められた場合や法令の定めにもとづき裁判所等から開示を求められた場合、当社は、当該情報等を開示することがあります。

【参考】参加申込から契約者決定までの主な流れ



以上